農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため 新しい法律が創設されました。



食料システム法



概要パンフレット

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による 事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律

はじめに ~ 食料システム法の背景について解説します~

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱 ~合理的な費用を考慮した価格形成~

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 〜食品産業の持続的な発展〜

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に 取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

合理的な費用を考慮した価格形成 (令和8年4月1日より開始)

今回の改正のポ<u>イント</u>

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が<u>判断基準</u>を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、<u>コスト割れを抑止</u>することが本法の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ 実質的かつ誠実な協議等を促進

注) 努力義務を踏まえた事業者の行動規範(判断基準)については、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で具体化予定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。

(令和7年10月1日より開始)

必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注) 不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用 した制度の運用を行います。

> 指定品目について コスト指標を作成

コスト指標作成団体

指定品目

注) 令和7年10月現在、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を候補として検討しており、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で指定予定。

- ① 関係者による<u>コスト指標の作成・公表</u> 注)団体の役職員等に対し秘密保持義務
- ② 消費者への情報提供

取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う
- ③ 消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める
- ④ 商慣習の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない

食品産業の持続的な発展(新たな計画認定制度)(令和7年10月1日より開始)

今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、<u>生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画</u>を作成し、<u>農林水産大臣の認定</u>を受けた場合、<u>各種支援・特例措置</u>を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ることが本法の目的です。

制度の対象とスキーム

- ① <u>食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者</u>の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



01 生産者との安定的な

取引関係の確立

♀取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- ・ 農林漁業者への出資

03 環境負荷の低減

♀取組事例

- ・食品の製造過程における食品ロスの削減
- 食品廃棄物の利活用

02 流通の合理化

♀取組事例

- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

)4 消費者に選ばれる

ための情報提供

♀取組事例

- ・ 製品のサスティナビリティ情報の消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

✓ 01~04のための 技術の研究開発 や 事業再編 も、認定の対象となります。

♀ 取組事例

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発(研究開発)
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得(事業再編)

認定による主なメリット

資金調達支援		中小企業者に対する長期・低利の融資
	©	融資を受ける際の 債務保証
税制優遇		中小企業の設備投資に対する税制優遇
	2	脱炭素 化 に向けた 投資 に対する 税制優遇
研究開発	<u>\$</u>	農研機構の所有する研究開発設備の利用

- Q この制度はいつから開始されるのですか?
- A 計画認定制度は令和7年10月より受付を開始しております。価格形成に関する制度は令和8年4 月より開始いたします(※食品等取引実態調査は令和7年10月より開始)。
- Q 計画認定制度の申請については、どこに相談すればよいのですか?

A 一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談窓口となります。詳しくは、食料システム法の ホームページご確認ください。

> ■ 食料システム法 計画認定制度のホームページ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html



お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室

TEL(直通):取引適正化関係 03-6744-2278

計画認定制度関係 03-3502-8051

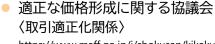
Address: 〒 100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

関連URL

- 食料システム法 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html
- 食品産業の持続的な発展に向けた検 討会〈計画認定制度関係〉

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/jizok u/index.html





- https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/ka kaku_keisei/imdex.html
- 農林水産省 適正取引推進のページ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/te kiseitorihiki.html





